

(証券コード 1821)  
平成26年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目1番6号  
**三井住友建設株式会社**  
代表取締役社長 則久芳行

### 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成26年6月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店（2階会議室）
3. 目的事項

- 報 告 事 項**
- 1 第11期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第11期計算書類報告の件

- 決 議 事 項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、36頁から37頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成26年6月26日(木曜日)午後5時45分までに行使してください。

##### (3) 複数回議決権を行使された場合

当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の連結注記表
    - ②計算書類の個別注記表
  - 従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
  - 株主総会参考書類及び添付書類（事業報告、連結計算書類、計算書類）の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
  - 当社ウェブサイト (<http://www.smcon.co.jp>)

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、米国をはじめとした海外経済の持直しや大胆な金融緩和策による円安・株高の進行、復興需要の継続と大型補正予算などに支えられて、景気拡大が継続し、企業の収益環境が一段と改善すると期待感の中でスタートしました。

その後、米国経済回復による輸出の持直し、日銀のいわゆる金融の「異次元緩和」策や機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の諸施策の効果もあって、引き続き景気拡大は継続し、企業業績も緩やかな回復基調を示しております。しかしながら、一方で新興国経済の鈍化をはじめとする海外経済の不透明感から、今後の景気動向には十分な留意が必要とされています。

国内建設市場に目を向けますと、消費税率引き上げを控えた駆け込み需要や震災復興事業に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインフラ整備・補修など公共投資の増加もあり、建設需要は順調に拡大していますが、一方で建設技能労働者の需給失衡や賃金・資材など建設コストの上昇もあり、業界環境は引き続き難しい状況が続いております。

このような状況下、当期の業績は以下のとおりとなりました。

まず、当社グループの売上高につきましては、3,827億円（前年度比400億円増加）となりました。

次に、収益面につきましては、売上高の増加に伴い、売上総利益は229億円（前年度比28億円増加）、経常利益は80億円（前年度比34億円増加）、当期純利益は42億円（前年度比22億円増加）となりました。

なお、当期の配当につきましては、各種優先株式には、定款及び優先株式要項で定めた所定の計算に基づき配当を実施することといたしますが、普通株式につきましては、脆弱な資本構成に鑑み、まずは自己資本を充実し、企業価値ならびに信頼性の向上を図るために、誠に恐縮ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

会社といたしましては、中期経営計画に掲げる「安定した経営基盤と強い事業基盤を構築する」という方針のもと、利益水準と自己資本規模を勘案しつつ、次期の復配を目指して最大限の努力をしておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(ご参考)

①当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高	
建設事業	土 木	128,957	134,582	88,499	175,039
	建 築	209,512	167,549	192,112	184,949
合 計	338,469	302,131	280,612	359,989	

②当期の主な受注工事(当社)

発注者名	工事名称
ベトナム社会主義共和国 運輸省	ラックフェン港インフラ整備工事(道路・橋梁工区)
ジャカルタ高速鉄道株式会社	ジャカルタMR T建設計画C P - 1 0 6 工区
中日本高速道路株式会社	東海北陸自動車道 鷺見橋工事
国土交通省	国道45号 檜内地区トンネル工事
住友不動産株式会社	(仮称)草加松原団地 A・B街区計画新築工事
公益財団法人井之頭病院	公益財団法人井之頭病院 新棟建替工事
王子コンテナ株式会社	王子コンテナ株式会社 福島工場 増強工事

※建設事業の構成比率：土木工事 44.5%、建築工事 55.5%

官民比率：官公庁工事 42.5%、民間工事 57.5%

③当期の主な完成工事(当社)

発注者名	工事名称
国土交通省	京都第二外環状道路西山トンネル奥海印寺工区工事
東京地下鉄株式会社	有楽町線豊洲駅改良土木工事
西日本高速道路株式会社	東九州自動車道 田久保川橋(PC上部工)工事
諏訪2丁目住宅マンション建替組合	諏訪2丁目住宅マンション建替事業
三井不動産株式会社	ららぽーとTOKYO-BAY西館建替え計画新築工事
日本電産株式会社	(仮称)日本電産株式会社 中央モーター基礎技術研究所新築工事

(2) 資金調達及び設備投資等の状況

資金調達につきましては、主に金融機関からの借入金でまかないました。

また、当期中に実施いたしました設備投資の総額は15億円であり、主なものは、工事中機械の購入等であります。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、引き続き透明性の高い経営と本業収益力を強化するとともに、今後の10年間で展望して、直面する経営課題を克服し、安定した経営基盤の確立に向けた磐石な事業基盤を構築するために、平成25年5月に「第4次中期経営計画2013-2015」を策定し、初年度が経過いたしました。

計画のテーマ、基本方針は、次のとおりであります。

- ◇テーマ：「挑戦」 ～新たなる飛躍へ～
- ◇基本方針：事業の3本柱の質的強化と収益基盤の重層化
  1. 国内建設事業の「競争力、収益力の向上」
  2. アジアを中心とした「海外事業の基盤強化」
  3. 持続的社会貢献を可能とする「未来への投資」

その骨子といたしましては、

ア. 国内建設事業につきましては優位分野、得意分野に更に磨きをかけ、競争力、収益力を向上させ、他社との差別化、総合的な提案力のレベルアップ等により、核となる事業を強化し、「強み」を確実に収益につなげられる、筋肉質な経営基盤を構築してまいります。

土木事業では主力である「PC橋梁」に加え、着実に存在感を増している「トンネル」、建築事業においては「住宅」とともに「商業・物流施設」に注力してまいります。

イ. 海外事業につきましては、アジアを中心として海外現地法人を含めた施工体制及びリスク管理体制の強化に重点をおき、グローバル社員の育成拡充など、将来の更なる成長を可能とする経営基盤の強化を進めてまいります。

ウ. 新たな事業領域に対する取り組みにつきましては、PFI等の事業スキームを活用した取り組み等により、長期的な視点での事業を立ち上げ、収益化を目指します。

これらの活動にグループを挙げて取り組んだ結果、国内建設事業に加え海外事業が堅調に推移し、計画初年度は、売上高、営業利益・経常利益といずれも連結ベースで計画を上回ることができました。

	第1期計画	実績
売上高	3,500億円	3,827億円
営業利益	71億円	79億円
経常利益	47億円	80億円

今後とも、計画に基づく諸施策を着実に実行し、市場環境の変化に柔軟に対応していくことで、新たなる飛躍に向け、収益基盤の強化と重層化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループのこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成22年度 第 8 期	平成23年度 第 9 期	平成24年度 第 10 期	平成25年度 第11期(当期)
売 上 高(百万円)	298,647	313,558	342,727	382,724
経 常 利 益(百万円)	3,600	3,311	4,612	7,989
当期純利益(百万円)	1,541	1,374	2,042	4,201
1株当たり当期純利益(円)	5.47	4.82	4.56	5.51
総 資 産(百万円)	197,021	233,608	221,416	250,716
純 資 産(百万円)	20,648	22,004	25,361	30,074

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済普通株式数に基づき算出しております。

##### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	平成22年度 第 8 期	平成23年度 第 9 期	平成24年度 第 10 期	平成25年度 第11期(当期)
受 注 高(百万円)	235,055	263,048	290,605	302,131
売 上 高(百万円)	240,996	247,037	256,117	280,612
経 常 利 益(百万円)	2,284	1,389	1,200	2,149
当期純利益(百万円)	327	719	509	1,664
1株当たり当期純利益(円)	1.16	2.52	0.79	2.18
総 資 産(百万円)	160,745	188,742	169,529	191,178
純 資 産(百万円)	13,200	13,805	14,753	16,213

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済普通株式数に基づき算出しております。

## (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	53.7%	道路舗装他
S M C リフォーム株式会社	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
S M C コンクリート株式会社	100百万円	100.0%	コンクリート二次製品の製造・販売他
S M C 商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
S M C テック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
S M C シビルテクノス株式会社	270百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
S M C C タイランド	5,000千 <sup>タイ</sup> <sub>バーツ</sub>	46.5%	総合建設業
S M C C コンストラクションインド	2,000千 <sup>インド</sup> <sub>ルピー</sub>	80.0%	総合建設業

(注) 当期末における連結対象子会社は16社、持分法適用会社は2社であります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者 [(特-23) 第200号] として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者 [(15) 第1号] として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (7) 主要な営業所等

### ① 当社

本 店 東京都中央区佃二丁目1番6号  
技術開発センター 千葉県流山市駒木518番地の1

### 支 店

北海道支店	(札幌市中央区)	静岡支店	(静岡市葵区)
東北支店	(仙台市青葉区)	中部支店	(名古屋市中区)
東京土木支店	(東京都中央区)	大阪支店	(大阪市中央区)
東京建築支店	(東京都中央区)	広島支店	(広島市中区)
国際支店	(東京都中央区)	四国支店	(愛媛県新居浜市)
横浜支店	(横浜市神奈川区)	九州支店	(福岡市博多区)

### 海外事務所

マニラ	(フィリピン)	ジャカルタ	(インドネシア)
グアム	(アメリカ)	バンコク	(タイ)
ハノイ	(ベトナム)	ヤンゴン	(ミャンマー)
シンガポール	(シンガポール)		

- (注) 1. 平成26年4月1日付にて、東関東営業所が東関東支店となっております(千葉県美浜区)。  
2. 平成25年7月8日付にて、ヤンゴン事務所(ミャンマー)を開設いたしました。  
3. 平成26年3月31日をもって、上海(中国)、台北(台湾)、ナイロビ(ケニア)の各海外事務所を閉鎖いたしました。

### ② 子会社

国 内	三井住建道路株式会社(東京都新宿区)
	SMCリフォーム株式会社(東京都中央区)
	SMCコンクリート株式会社(栃木県下野市)
	SMC商事株式会社(東京都中央区)
	SMCテック株式会社(千葉県流山市)
	SMCシビルテクノス株式会社(東京都新宿区)

海 外	施美高(上海)工程有限公司(中国)
	SMCCフィリピンズ(フィリピン)
	SMCCタイランド(タイ)
	SMCCコンストラクションインド(インド)

## (8) 従業員の状況

### ①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,007 名	157 名

### ②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	2,240 名	50 名	46.4 歳	22.7 年
女子	190	4	40.7	18.2
計	2,430	54	46.0	22.4

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,800 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,400
株式会社新銀行東京	2,200
株式会社東京スター銀行	1,700

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 単元株式数	普通株式	100株
	第一回優先株式	100株
	第二回A種優先株式	100株
	第三回A種優先株式	100株
	第三回B種優先株式	100株
	第三回C種優先株式	100株
	第三回D種優先株式	100株
(2) 発行済株式の総数	普通株式(自己株式 468,382株を含む。)	808,262,394株
	第一回優先株式	0株
	第二回A種優先株式	1,500,000株
	第三回A種優先株式	0株
	第三回B種優先株式	0株
	第三回C種優先株式	0株
	第三回D種優先株式	7,500株
(3) 当期末株主数	普通株式	113,757名
	第一回優先株式	0名
	第二回A種優先株式	1名
	第三回A種優先株式	0名
	第三回B種優先株式	0名
	第三回C種優先株式	0名
	第三回D種優先株式	1名

### (4) 大株主の状況

株主名	持株数(単位:千株)				持株比率
	普通株式	第二回A種 優先株式	第三回D種 優先株式	合計	
日本証券金融株式会社	17,797	—	—	17,797	2.20%
松井証券株式会社	17,092	—	—	17,092	2.11%
BGH BOSTON CUSTODIAN FOR GMO INTL INTRINSIC VALUE FUND	13,544	—	—	13,544	1.67%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	11,000	—	—	11,000	1.36%
株式会社SBI証券	10,578	—	—	10,578	1.31%
大和証券株式会社	9,384	—	—	9,384	1.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,200	—	—	9,200	1.14%
三井不動産株式会社	7,165	—	—	7,165	0.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,743	—	—	6,743	0.83%
楽天証券株式会社	6,457	—	—	6,457	0.80%

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式総数から自己株式468,382株を除いております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成26年3月31日現在)

氏名	会社における地位及び担当、重要な兼職の状況	
則久 芳行※	代表取締役社長 執行役員社長	国際本部長
永本 芳生※	代表取締役 執行役員副社長	監査・秘書・広報・管理本部管掌 監査部担当役員
福田 正勝※	代表取締役 執行役員副社長	安全・建築営業本部・設計本部管掌 建築営業本部長、安全環境統轄部担当役員
岩澤 和夫※	取締役 専務執行役員	建築管理本部・技術研究開発本部・調達管掌 建築管理本部長、調達センター(建築)担当役員、国際本部 副本部長
新井 英雄※	取締役 専務執行役員	土木本部・エンジニアリング本部管掌 土木本部長、調達センター(土木)担当役員
織田 直毅※	取締役 専務執行役員	設計本部長
君島 章兒※	取締役 常務執行役員	秘書室・広報室担当役員、管理本部長、秘書室部長
佐藤 友彦※	取締役 執行役員	企画部・関連事業部担当役員
野崎 正志	常勤監査役	
加藤 善行	常勤監査役	
菊地 俊二	常勤監査役	
北村 基樹	監査役	住友金属鉱山株式会社 顧問
村上 愛三	監査役	紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士

- (注) 1. 常勤監査役加藤善行氏、監査役北村基樹氏及び監査役村上愛三氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役菊地俊二氏は、財務本部長(当時)を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 常勤監査役加藤善行氏、監査役北村基樹氏及び監査役村上愛三氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 監査役村上愛三氏は、空港施設株式会社の社外監査役に就任しておりましたが、平成25年6月27日をもって退任いたしました。
5. 当期中の取締役の異動
- (1) 平成25年6月27日開催の第10期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。
- |     |       |
|-----|-------|
| 取締役 | 織田 直毅 |
| 取締役 | 君島 章兒 |
| 取締役 | 佐藤 友彦 |
- (2) 平成25年6月27日任期満了により次のとおり退任いたしました。( )内は従前の地位であります。
- |       |       |
|-------|-------|
| 松尾 信介 | (取締役) |
| 小倉 信幸 | (取締役) |
- (3) 平成25年6月27日開催の取締役会において次のとおり選定され、それぞれ同日就任いたしました。( )内は従前の地位であります。
- |         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 代表取締役社長 | 則久 芳行 | (代表取締役社長) |
| 代表取締役   | 永本 芳生 | (代表取締役)   |
| 代表取締役   | 福田 正勝 | (代表取締役)   |

- (4) 平成25年9月30日付にて次のとおり辞任いたしました。( )内は従前の地位であります。  
川 崎 憲 一 (取 締 役)  
[辞任時点までの重要な兼職の状況]  
・大和証券エスエムビーシーブリッジ・インベストメント株式会社 代表取締役社長  
・株式会社大和インベストメント・マネジメント 代表取締役副社長  
・大和P I パートナーズ株式会社 代表取締役社長
- (5) 平成26年3月31日付にて次のとおり執行役員を退任いたしました。( )内は従前の地位であります。  
福 田 正 勝 (執行役員副社長)  
織 田 直 毅 (専務執行役員)
- (6) 平成26年4月1日付異動は次のとおりです。( )内は従前の地位であります。  
取 締 役 福 田 正 勝 (代 表 取 締 役)
6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成26年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏 名	会社における地位及び担当	
重 見 法 人	執行役員副社長	大阪支店長 兼 西日本統括
織 田 光 雄	専務執行役員	北海道支店長
中 島 敏 雄	専務執行役員	東京建築支店長
田 原 一 光	常務執行役員	国際支店 作業所長 兼 ハノイ事務所長
廣 川 和 彦	常務執行役員	建築営業本部 副本部長
春 日 昭 夫	常務執行役員	土木本部 副本部長、国際本部 副本部長
三 森 義 隆	常務執行役員	建築営業本部 副本部長
杉 尾 裕 嗣	常務執行役員	国際支店長
益 子 博 志	常務執行役員	東北支店長
小 山 康 寛	執 行 役 員	土木本部 技術担当
篠 原 邦 夫	執 行 役 員	東京建築支店 副支店長 兼 調達推進室長
増 野 周 一	執 行 役 員	国際支店 シンガポール事務所長
伊 藤 辰 彦	執 行 役 員	設計本部 副本部長
西 村 憲 義	執 行 役 員	技術研究開発副本部長
上 村 茂 樹	執 行 役 員	建築管理本部 副本部長
大 槻 恒 久	執 行 役 員	土木本部 副本部長
端 戸 久 仁 夫	執 行 役 員	東京建築支店 副支店長
池 尻 茂 樹	執 行 役 員	国際支店長付 (SMCCコンストラクションインド社長)
村 上 哲 朗	執 行 役 員	土木本部 副本部長 兼 土木営業部長
原 健 郎	執 行 役 員	中部支店長
相 良 毅	執 行 役 員	九州支店長
辻 良 樹	執 行 役 員	国際支店 副支店長
能 森 雅 己	執 行 役 員	エンジニアリング本部長
三 宅 悟	執 行 役 員	東京土木支店長

(注)平成26年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。( )内は従前の地位であります。

重見法人	(執行役員副社長)
織田光雄	(専務執行役員)
小山康寛	(執行役員)
上村茂樹	(執行役員)

## (2) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	支給人員	支給額
取締役	10名	47
監査役	5名	34
合計	15名	82

- (注) 1. 上表の員数には、平成25年6月27日開催の第10期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役2名が含まれております。上表の取締役の支給人数と当該事業年度中に退任した取締役を含む取締役総数との相違は、取締役のうち1名が無報酬であることによるものであります。
2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額25百万円以内、監査役月額6百万円以内であります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給と相当額は上表の支給額とは別枠であり、その額は38百万円であります。
4. 上表の支給額のうち、報酬等の支給を受けた社外役員3名に対する報酬等の総額は16百万円であります。
5. 期末現在の取締役は8名、監査役は5名であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

#### ア 取締役 川崎憲一氏

平成25年9月30日に辞任するまでの期間、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長、株式会社大和インベストメント・マネジメント 代表取締役副社長、大和P I パートナーズ株式会社 代表取締役社長でありましたが、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社は、平成25年9月10日まで当社の主要株主であり、他2社と当社との間には開示すべき関係はございませんでした。

#### イ 監査役 北村基樹氏

当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の顧問であります。

#### ウ 監査役 村上愛三氏

紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士であり、また平成25年6月27日まで空港施設株式会社の社外監査役でありましたが、いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

### ②責任限定契約の締結状況

監査役加藤善行氏、監査役北村基樹氏及び監査役村上愛三氏は、それぞれ当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。また、取締役川崎憲一氏は、在任中、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限

定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額でありました。

③当該事業年度における主な活動状況

ア 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(14回開催)		監査役会(17回開催)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 川崎 憲一	6	85.7	—	—
監査役 加藤 善行	14	100.0	17	100.0
監査役 北村 基樹	14	100.0	17	100.0
監査役 村上 愛三	12	85.7	17	100.0

(注)1.上記取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

2.取締役川崎憲一氏は、平成25年9月30日付で取締役を辞任しており、取締役会の出席率につきましては、辞任前の取締役会開催回数7回で計算しております。

イ 取締役会等における発言状況

- ・社外取締役は取締役会に出席し、審議を行い、また当社の経営全般に関して必要な発言を適宜行っております。
  - ・各社外監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の公正性、妥当性を確保する観点から、必要に応じ助言、提言を行っております。また、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、各社外監査役は、監査役会に出席し審議を行うとともに、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。
- さらに、各社外監査役は、代表取締役との定例意見交換会にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額 72百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

115百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、海外における税務申告に係る各種証明書発行業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が

適正に行われることを確保するための体制の整備状況を、監査役と連携して注視しつつ、会計監査人が継続してその職務を遂行するうえで重大な疑義が発生し、かつ改善の見込みがないと判断したときは、取締役会が監査役会の同意を得て、または監査役会からの請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案する方針です。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

**取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

平成25年度におきましては、過去の法令違反行為に対する再発防止の取り組みの一環として、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、集合教育ならびにeラーニングによる教育を継続し、コンプライアンス意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。平成26年4月23日開催の取締役会においてこれらを踏まえた内部統制システムに係る基本方針の見直しを行い、決議いたしました。

以上のことから、平成25年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

以下は内部統制システムに係る基本方針の概要です。

**(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

・役員、社員（出向受入社員、派遣社員等を含みます。）及び関係会社幹部等に対するコンプライアンス教育（企業行動憲章、法令等詳説の周知活動を含みます。）を継続的に実施し、個人及び組織のコンプライアンスの向上を図り、より高い企業倫理の確立を進めております。

① 本支店各部署がコンプライアンス教育を盛り込んだ年度教育計画を策定し、集合教育に主眼を置いた教育を行うとともに、eラーニングを活用した教育も併用することによりコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めております。

② 「経営理念」「企業行動憲章」の社内システムのトップ画面への掲示の継続、eラーニングによる周知教育の実施等の啓蒙活動を実施してまいります。

③ 海外拠点で開催されるローカルスタッフを交えた諸会議時に「経営理念」

「企業行動憲章」の理解促進を図ってまいります。

- ④海外事務所（関係会社を含みます。）に対し、社内規則の制定・遵守状況等の内部統制の運用状況チェックを実施し、ローカルスタッフ等に対する内部統制教育を行います。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づき、財務報告に係る内部統制を運用しております。
- ・監査部は、当社の内部統制システムの構築・運用状況を全社的に監視する部署として、各部署のモニタリング体制及び内部統制システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を各部署に促しております。（以下の(2)、(3)、(4)及び(5)の各項目についても同様に必要に応じて改善策を促しております。）
- ・内部通報制度の適切な運用により牽制機能と自浄作用を強化し、より高い企業倫理を確立するとともに、企業の透明性を図ってまいります。
- ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含みます。）については、企画部を担当する取締役が、四半期毎に取締役会に報告しております。（以下の(2)、(3)、(4)及び(5)の各項目についても同様に報告を行っております。）なお、取締役は、当該事業年度に係る内部統制システムの運用状況に関する評価を事業報告に記載しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、各所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応しております。
- ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（I S M S マニュアル等）により、当社の保有する情報の保護、共有、活用の促進が可能な体制を整備しております。また、I S M S 施策を徹底し、情報の流出防止に向けて、継続的に注意を喚起しております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底しております。
- ①リスク管理の実効性を向上させるために、監査部による内部監査において、リスク管理規則に基づく日常的なリスク管理が適正かつ効果的に行われているか確認しております。
- ②リスク顕在化事例のポイント等をリスクアセスメント実施時に定めているリスク管理チェックリストに追加し、発生したリスク事案の意識付けとリスク意識の向上及び再発防止に努めております。
- ・当社の事業遂行にあたって潜在する重要なリスクを案件毎に精査し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化しております。
- ①各プロセスにおいて実効性のある審査を適切に実施するとともに、個別工

事における損益リスクや、施工・品質リスクの管理を徹底しております。

- ②部門別の受注・売上・利益等の業績見通しを的確に把握し、目標達成に向けた諸施策の実施を通じて最終利益を確保しております。
- ③「与信・債権管理プログラム」に則り、工事獲得段階から工事代金入金完了に至るまで与信管理を徹底しております。
- ④品質（設計を含みます。）トラブルの経営トップ、監査役及び関係部署への迅速かつ確実な報告の徹底を図るとともに、再発防止策の社内水平展開を徹底してまいります。
- ⑤協力会社に対する定期的・随時の評価を実施し、与信・品質・コンプライアンスの確保の観点より、不良（問題）業者の採用を排除しております。
- ⑥労務費等のリアルタイムなコスト情報等の発信と早期手配の奨励により、調達コストの増加を回避し、損益悪化リスクを低減してまいります。
- ⑦設計段階における関係部署間の密な連携・打合せにより情報の共有を徹底するとともに、設計図書等の品質管理体制を強化してまいります。
- ⑧ハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、ハラスメント相談窓口等が有効に機能するよう、相談員及び社員に対する周知・啓発を行ってまいります。
- ⑨時短施策を推進し、組織的な取り組みにより、職場環境の整備・改善を図ってまいります。
- ⑩海外事業に携わる役員・社員（海外駐在員及びその家族、ローカルスタッフ等の海外要員）の安全を確保する体制を維持し、適宜、適切な対応を継続してまいります。
- ⑪作業所所員や協力会社に対する集合教育、eラーニング、安全パトロール時のOJT等の安全教育の実施と、実効性のある安全パトロール実施のための支店安全環境部への指導・教育の強化により、災害の撲滅に取り組んでまいります。

・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」の浸透と定着を図ってまいります。また、社外で発生した具体的なリスク事象を踏まえた危機管理に関する教育を実施してまいります。

・大規模災害等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、「事業継続計画（BCP）」に定める体制を整備しております。また、首都直下地震等の巨大災害への対応のため、BCPの実効性の継続的な検証・見直しを適時行うとともに、拠点事務所毎に訓練を行ってまいります。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任の明確化を図っております。また、原則毎月1回開催する取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告し、取締役会の業務執行監督機能の向上を図っております。

・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について、多面的かつ効率的な検討を加えるとともに、

意思決定の迅速化を図っております。

- ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議において進捗状況を把握するとともに、各本部、各支店へのヒアリング、トップへの報告を密に行い、個別工事の損益管理の徹底により、計画の実効性向上を図っております。また、計画の進捗状況を四半期開示に合わせ、取締役会に報告しております。

#### (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「経営理念」「企業行動憲章」等、当社グループにおいて基本的な考え方を共有するとともに、関係会社各社の実状に即したコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築を指導・支援する等、実効性のある内部統制システムの構築・運用に継続的に取り組んでおります。
  - ①関係会社社長（海外を含みます。）等を対象としたコンプライアンス教育を実施しております。また、受講した経営幹部による自社への教育内容の周知を徹底しております。
  - ②関係会社各社に対し、会計対応を中心に業務処理の適正性について定期的な業務検証を実施してまいります。
  - ③関係会社各社の社内規則等について適切な見直し・改定を指導しております。
  - ④関係会社各社におけるリスク管理体制やその運用における問題点の是正・改善を指導・支援しております。
  - ⑤関係会社各社におけるリスク顕在化事案の適切な情報共有のため、報告体制を整備してまいります。
  - ⑥関係会社各社の新任取締役・監査役を対象として、取締役・監査役の職務遂行にあたって必要な知識会得のための教育を実施してまいります。
- ・関係会社等の社長による状況報告会等を通じて、各社の年度経営計画の推進状況をモニタリングし、各社の計画達成に向け指導・支援を行っております。
- ・監査部は、関係会社各社の実状に即した内部統制システムの構築・運用状況を監視するとともに、監査指摘事項の是正・改善の徹底に努めております。また、関連事業部・国際支店は、指摘をうけた事項について再発することがないように継続的に監視・指導するとともに、他の関係会社にも注意を促してまいります。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」といいます。）を1名配置し、補助使用人が属する組織として、監査役直属の監査役室を設置しております。当該体制を維持しつつ、更なる機能強化を検討してまいります。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしております。なお、補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内及び関係会社等から収集する権限が付与されております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定例的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、代表取締役及びその他の取締役等はこれを社内各部署の長に対し周知徹底しております。
- ・ 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役及びその他の取締役等の更なる理解促進により、監査役監査の実効性の維持・向上を図っております。
  - ① 監査役は取締役会において、前年度監査の方法と結果の概況及び当年度の監査計画の概要の説明を每期継続的に実施しております。
  - ② 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、相互認識を深めております。
  - ③ 監査役は、監査役と内部監査部門との連携の実効性を高めるため、必要に応じ社内体制の整備を代表取締役に求めております。
  - ④ 監査役監査の実効性を高めるために I T 環境の整備を進めております。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	204,356	流動負債	193,494
現金預金	40,320	支払手形・工事未払金等	136,453
受取手形・完成工事未収入金等	129,418	短期借入金	15,032
未成工事支出金等	19,302	未払費用	3,427
繰延税金資産	3,035	未成工事受入金	22,260
その他	12,414	完成工事補償引当金	823
貸倒引当金	△135	工事損失引当金	1,755
固定資産	46,360	その他	13,742
有形固定資産	24,273	固定負債	27,147
建物・構築物	5,110	長期借入金	1,440
機械・運搬具及び 工具器具備品	2,351	退職給付に係る負債	20,122
土地	16,766	再評価に係る繰延税金負債	335
建設仮勘定	46	その他	5,249
無形固定資産	2,011	負債合計	220,641
投資その他の資産	20,074	(純資産の部)	
投資有価証券	6,573	株主資本	26,068
長期貸付金	6,494	資本金	12,003
破産更生債権等	795	資本剰余金	479
繰延税金資産	1,218	利益剰余金	13,826
投資不動産	4,017	自己株式	△242
その他	10,663	その他の包括利益累計額	△781
貸倒引当金	△9,687	その他有価証券評価差額金	294
		繰延ヘッジ損益	29
		土地再評価差額金	40
		為替換算調整勘定	△357
		退職給付に係る調整累計額	△787
		少数株主持分	4,787
		純資産合計	30,074
資産合計	250,716	負債純資産合計	250,716

## 連結損益計算書

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		382,724
売 上 原 価		359,829
売 上 総 利 益		22,894
販売費及び一般管理費		14,949
営 業 利 益		7,944
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	739	
受 取 配 当 金	104	
保 険 配 当 金 等	139	
訴 訟 等 損 失 引 当 金 戻 入 額	580	
為 替 差 益	368	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	348	
そ の 他	209	2,490
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	799	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	461	
海 外 工 事 法 人 税 額	304	
そ の 他	880	2,445
経 常 利 益		7,989
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	96	
資 産 受 贈 益	118	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	43	
そ の 他	2	260
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	44	
減 損 損 失	181	
会 員 権 評 価 損	60	
そ の 他	22	308
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,941
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,444	
法 人 税 等 調 整 額	223	2,667
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		5,273
少 数 株 主 利 益		1,072
当 期 純 利 益		4,201

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,003	480	9,814	△241	22,056
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△188		△188
当 期 純 利 益			4,201		4,201
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△0	4,012	△0	4,011
当 期 末 残 高	12,003	479	13,826	△242	26,068

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他 有価証券評価 差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	197	139	39	△682	－	△306	3,611	25,361
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△188
当 期 純 利 益								4,201
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	97	△109	0	325	△787	△474	1,176	701
当期変動額合計	97	△109	0	325	△787	△474	1,176	4,712
当 期 末 残 高	294	29	40	△357	△787	△781	4,787	30,074

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

三井住友建設株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 若松 昭司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内田 英仁 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>154,064</b>	<b>流動負債</b>	<b>154,332</b>
現金預金	17,209	支払手形	40,148
受取手形	171	工事未払金	67,781
完成工事未収入金	105,814	短期借入金	14,941
未成工事支出金	15,483	未払金	1,765
繰延税金資産	2,545	未払費用	1,917
未収入金	2,654	未払法人税等	208
立替金	7,108	未払消費税等	1,191
その他	3,534	未成工事受入金	16,384
貸倒引当金	△457	預り金	5,655
<b>固定資産</b>	<b>37,113</b>	完成工事補償引当金	680
<b>有形固定資産</b>	<b>7,643</b>	工事損失引当金	1,714
建物・構築物	1,544	その他	1,943
機械・運搬具	299	<b>固定負債</b>	<b>20,632</b>
工具器具・備品	292	長期借入金	1,217
土地	5,500	退職給付引当金	16,615
建設仮勘定	7	長期未払金	2,579
<b>無形固定資産</b>	<b>1,349</b>	その他	220
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,120</b>	<b>負債合計</b>	<b>174,964</b>
投資有価証券	5,572	(純資産の部)	
関係会社株式・関係会社出資金	3,716	<b>株主資本</b>	<b>15,884</b>
長期貸付金	16,065	資本金	12,003
破産更生債権等	771	資本剰余金	399
長期前払費用	34	その他資本剰余金	399
繰延税金資産	927	<b>利益剰余金</b>	<b>3,723</b>
長期営業外未収入金	7,495	利益準備金	102
その他	5,552	その他利益剰余金	3,621
貸倒引当金	△12,014	繰越利益剰余金	3,621
		自己株式	△242
		評価・換算差額等	329
		その他有価証券評価差額金	300
		繰延ヘッジ損益	29
		<b>純資産合計</b>	<b>16,213</b>
<b>資産合計</b>	<b>191,178</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>191,178</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		280,612
完 成 工 事 高		
売 上 原 価		268,404
完 成 工 事 原 価		
売 上 総 利 益		12,207
完 成 工 事 総 利 益		
販売費及び一般管理費		10,485
営 業 利 益		1,722
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	729	
保 険 配 当 金 等	134	
訴 訟 等 損 失 引 当 金 戻 入 額	580	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	447	
為 替 差 益	325	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ	273	
そ の 他	94	2,585
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	834	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	521	
海 外 工 事 法 人 税 額	304	
そ の 他	497	2,158
経 常 利 益		2,149
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	43	
子 会 社 清 算 益	1	
そ の 他	0	45
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	9	
減 損 損 失	139	
会 員 権 評 価 損	60	
そ の 他	14	223
税 引 前 当 期 純 利 益		1,971
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△132	
法 人 税 等 調 整 額	439	306
当 期 純 利 益		1,664

## 株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッ ッ 益	評価・換算 差 額 等 計	
		そ の 資本剰余金	他 利益準備金	そ の 利益剰余金 繰越利益 剰余金	其 他 利益剰余金 合 計						
当 期 首 残 高	12,003	400	83	2,164	2,247	△241	14,409	204	139	343	14,753
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当				△188	△188		△188			-	△188
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			18	△18	-		-			-	-
当 期 純 利 益				1,664	1,664		1,664			-	1,664
自己株式の取得						△1	△1			-	△1
自己株式の処分		△0				0	0			-	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							-	96	△109	△13	△13
当期変動額 合計	-	△0	18	1,456	1,475	△0	1,474	96	△109	△13	1,460
当 期 末 残 高	12,003	399	102	3,621	3,723	△242	15,884	300	29	329	16,213

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

三井住友建設株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 若松 昭司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月19日

三井住友建設株式会社 監査役会

常勤監査役	野 崎 正 志 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	加 藤 善 行 ㊟
常勤監査役	菊 地 俊 二 ㊟
監 査 役（社外監査役）	北 村 基 樹 ㊟
監 査 役（社外監査役）	村 上 愛 三 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ・ 期末配当に関する事項

第11期の期末配当につきましては、当期の業績、資本構成ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、誠に恐縮ではございますが、普通株式につきましては無配とさせていただき、各種優先株式につきましては、定款及び優先株式要項で定めた所定の計算に基づき、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

下表のとおりといたしたいと存じます。

株式の種類	1株当たり配当金額	配当総額
第二回A種優先株式	6円69銭	10,035,000円
第三回D種優先株式	58円45銭	438,375円
合計	—	10,473,375円

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 再生可能エネルギーによる発電事業への取り組みに対応するため、現行定款第2条に「2. 変更の内容」に記載のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、現行定款第4条の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (19) (条文省略) (新 設)</p> <p>(20) 前各号に付帯関連する事業 (公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第5条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (19) (現行どおり)</p> <p><u>(20) 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売</u></p> <p>(21) 前各号に付帯関連する事業 (公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第5条～第38条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	のりひさ よしゆき 則久 芳行 (昭和21年12月9日生)	昭和44年4月 住友建設株式会社入社 平成11年6月 同社土木本部PC営業統括部長 平成12年6月 同社取締役 平成13年6月 同社執行役員 平成15年1月 同社常務執行役員 平成15年4月 当社常務取締役、常務執行役員、土木事業本部副本部長兼PC営業統括部長 平成17年6月 当社専務取締役、専務執行役員 平成19年4月 当社取締役、執行役員副社長 平成20年4月 当社代表取締役 平成22年4月 当社代表取締役社長(現任)、執行役員社長(現任)	普通株式 23,580株
2	ながもと よしお 永本 芳生 (昭和27年5月10日生)	昭和50年4月 株式会社住友銀行入行 平成16年5月 株式会社三井住友銀行 営業審査第一部長 平成17年11月 SMFG企業再生債権回収株式会社 代表取締役社長 平成19年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社 常勤監査役 平成21年9月 株式会社三井住友銀行 投資銀行統括部 参与 平成22年3月 当社顧問 平成22年4月 当社執行役員副社長(現任)、監査部担当役員(現任) 平成22年6月 当社代表取締役(現任)、監査・広報・管理本部管掌(現任) 平成25年4月 当社秘書管掌(現任) 平成26年4月 当社企画・関連事業・安全・事業開発推進本部・国際本部管掌(現任)	普通株式 12,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 3	なかじま としお 中島 敏雄 (昭和24年8月23日生)	昭和48年4月 三井建設株式会社入社 平成12年10月 同社東京建築支店見積部長、調達部長 平成15年4月 当社東京建築支店建築総括部長、首都圏住宅建設事業部建築総括部長 平成21年4月 当社執行役員、横浜支店長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社専務執行役員、東京建築支店長 平成26年4月 当社執行役員副社長(現任)	普通株式 11,800株
4	いわざわ かずお 岩澤 和夫 (昭和27年5月1日生)	昭和51年4月 住友建設株式会社入社 平成13年6月 同社国際事業部 建築部長 平成15年4月 当社国際事業部 建築部長 平成20年4月 当社執行役員、建築管理本部長(現任) 平成21年4月 当社調達センター(建築)担当役員(現任) 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社国際本部 副本部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社専務執行役員(現任)	普通株式 10,964株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	あらい ひでお 新井 英雄 (昭和30年1月11日生)	昭和52年4月 住友建設株式会社入社 平成13年7月 同社土木本部土木統括部技術部長 平成15年4月 当社土木事業本部土木統括部土木技術部長、土木事業本部プロジェクト室リニューアルプロジェクト室長 平成22年4月 当社執行役員、東京土木支店長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社土木本部長(現任)、調達センター(土木)担当役員(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)、土木本部管掌(現任) 平成25年4月 当社専務執行役員(現任) 平成26年4月 当社技術研究開発本部管掌(現任)、安全環境統轄部担当役員(現任)	普通株式 6,521株
※6	ひろかわ かずひこ 廣川 和彦 (昭和26年10月17日生)	昭和49年4月 三井建設株式会社入社 平成14年4月 同社東関東支店建築部長 平成15年4月 当社東関東支店建築部長 平成20年4月 当社東関東支店長 平成22年10月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社専務執行役員(現任)、建築営業本部長(現任)	普通株式 14,400株
7	きみじま しょうじ 君島 章兒 (昭和30年7月29日生)	昭和54年4月 住友建設株式会社入社 平成11年6月 同社管理本部総務部長 平成15年4月 当社国際事業部総務部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社秘書室担当役員(現任) 平成25年4月 当社常務執行役員(現任)、広報室担当役員(現任)、管理本部長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	普通株式 6,418株
8	さとう ともひこ 佐藤 友彦 (昭和29年3月31日生)	昭和52年4月 三井建設株式会社入社 平成14年2月 同社経営企画本部提携・統合戦略室長 平成15年4月 当社経営企画本部経営企画部次長 平成24年4月 当社執行役員、企画部・関連事業部担当役員(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社常務執行役員(現任)	普通株式 6,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
※ 9	北井 久美子 <small>きたい くみこ</small> (昭和27年10月29日生)	昭和51年4月 労働省入省 平成4年6月 同省職業安定局地域雇用対策課長 平成6年6月 同省婦人局婦人福祉課長 平成8年4月 同省婦人局婦人政策課長 平成9年10月 同省女性局女性政策課長 平成11年7月 静岡県副知事 平成13年8月 中央労働委員会事務局次長 平成15年8月 厚生労働省大臣官房審議官 (雇用均等・児童家庭担当) 平成17年8月 同省雇用均等・児童家庭局長 平成18年9月 中央労働委員会事務局長 平成19年8月 中央労働災害防止協会専務理事 平成23年6月 宝ホールディングス株式会社社外監査役 (現任) 平成24年4月 TMI総合法律事務所顧問弁護士 (現任) 平成24年10月 東京都公安委員会委員 (現任) [重要な兼職の状況] ・ 宝ホールディングス株式会社社外監査役 ・ TMI総合法律事務所顧問弁護士 ・ 東京都公安委員会委員	0株

(※は、新任取締役候補者であります。)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北井久美子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由等について  
 北井久美子氏につきましては、その幅広い見識及びこれまでの豊富な職歴による経験を当社の経営に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は社外取締役として有用な人材を招聘すべく、当該取締役の当社に対する責任を限定する契約を、会社が当該取締役と締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、北井久美子氏が取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役菊地俊二氏及び監査役北村基樹氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。また、本議案については監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※1	わたなべ むねき 渡辺 宗樹 (昭和28年7月14日生)	昭和51年4月 三井建設株式会社入社 平成14年4月 同社土木事業本部土木設計部長 平成15年4月 当社土木事業本部土木統括部土木設計第二部長 平成20年6月 当社土木営業本部土木営業管理部長 平成25年4月 当社土木本部(現任)	普通株式 4,055株
※2	ながしま めずる 長島 讓 (昭和26年5月6日生)	昭和50年4月 住友金属鉱山株式会社入社 平成14年4月 同社金属事業本部亜鉛・鉛事業部播磨事業所長 平成14年10月 同社金属事業本部亜鉛・鉛事業部長 平成17年10月 同社情報システム部長 平成20年6月 同社資材部長 平成24年6月 住友金属鉱山管理(上海)有限公司総経理 平成25年10月 住友金属鉱山株式会社経営企画部担当部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ・ 住友金属鉱山株式会社経営企画部担当部長	0株

(※は、新任監査役候補者であります。)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長島讓氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。なお、同氏は当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の業務執行者ですが、当社グループと同社グループの年間取引額は直近3年間の平均において当社連結売上高の3%未満であること等に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定する予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について  
長島讓氏につきましては、同氏の経営に関する豊富な経験を当社の監査役監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は社外監査役として有用な人材を招聘すべく、当該監査役の当社に対する責任を限定する契約を、会社が当該監査役と締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、長島讓氏が監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

## 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成26年6月26日（木曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

### (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

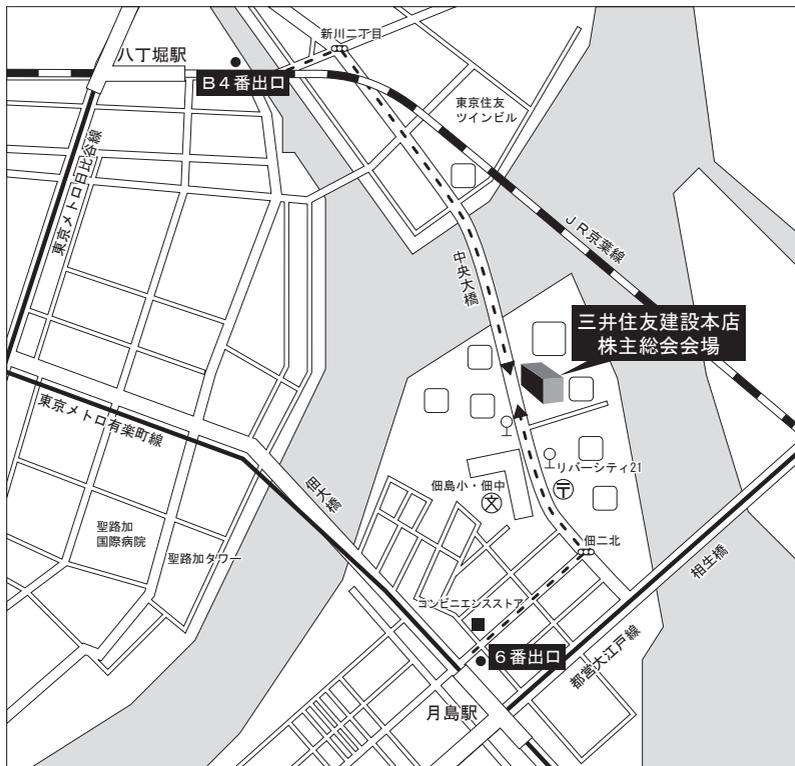
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上



# 三井住友建設株式会社 株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店(2階会議室)  
TEL 03(4582)3000



## <交通アクセス>

### ○ J R線、地下鉄をご利用の場合

#### ■ 月島駅 6番出口より 徒歩9分

- ・有楽町線改札～6番出口：2分
- ・大江戸線改札～6番出口：3分

#### ■ 八丁堀駅 B4番出口より 徒歩11分

- ・J R京葉線改札～B4番出口：4分
- ・日比谷線改札 ～B4番出口：5分  
(中目黒寄り)

### ○バスをご利用の場合

東京駅八重洲口より都営バス(東16系)にて、約16分

#### ■リバーシティ21 下車 徒歩1分